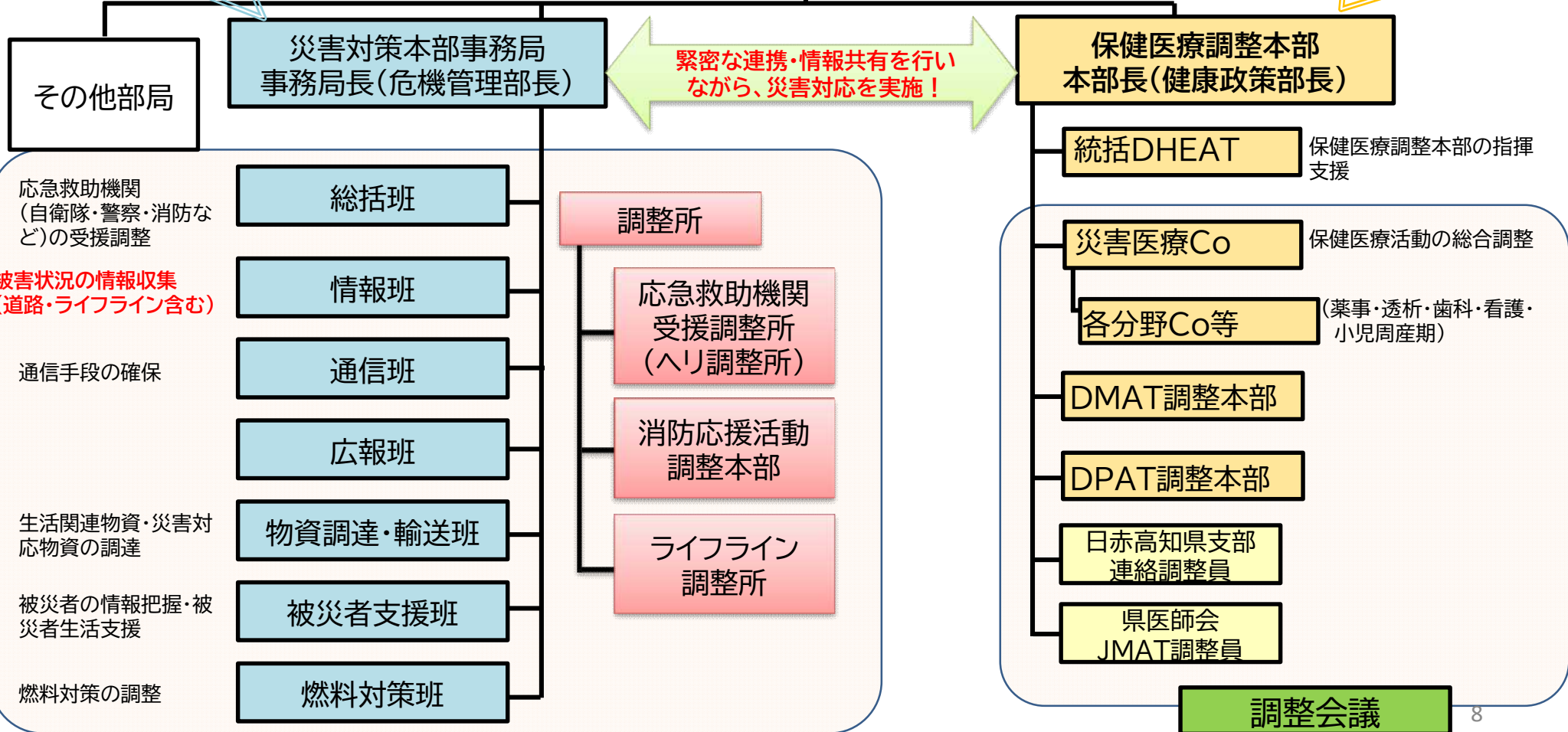


県全体の災害時における体制について 〈災害対策本部組織図〉

- 道路・ライフラインの被災状況把握
- 道路の通行・啓開情報把握
- ライフラインの復旧状況把握
etc 様々な情報が集約される

- 国への医療支援チームの派遣要請
- 県外から医療支援チームの派遣調整
〔・参集場所・活動拠点等の指示
※災対本部からの道路の通行・啓開情報やライフラインの復旧状況等に応じて、順次、調整〕

高知県災害対策本部
本部長(知事)



- その他部局
- 応急救助機関 (自衛隊・警察・消防など)の受援調整
- 被害状況の情報収集 (道路・ライフライン含む)
- 通信手段の確保
- 生活関連物資・災害対応物資の調達
- 被災者の情報把握・被災者生活支援
- 燃料対策の調整

災害対策本部事務局
事務局長(危機管理部長)

保健医療調整本部
本部長(健康政策部長)

- 総括班
- 情報班
- 通信班
- 広報班
- 物資調達・輸送班
- 被災者支援班
- 燃料対策班

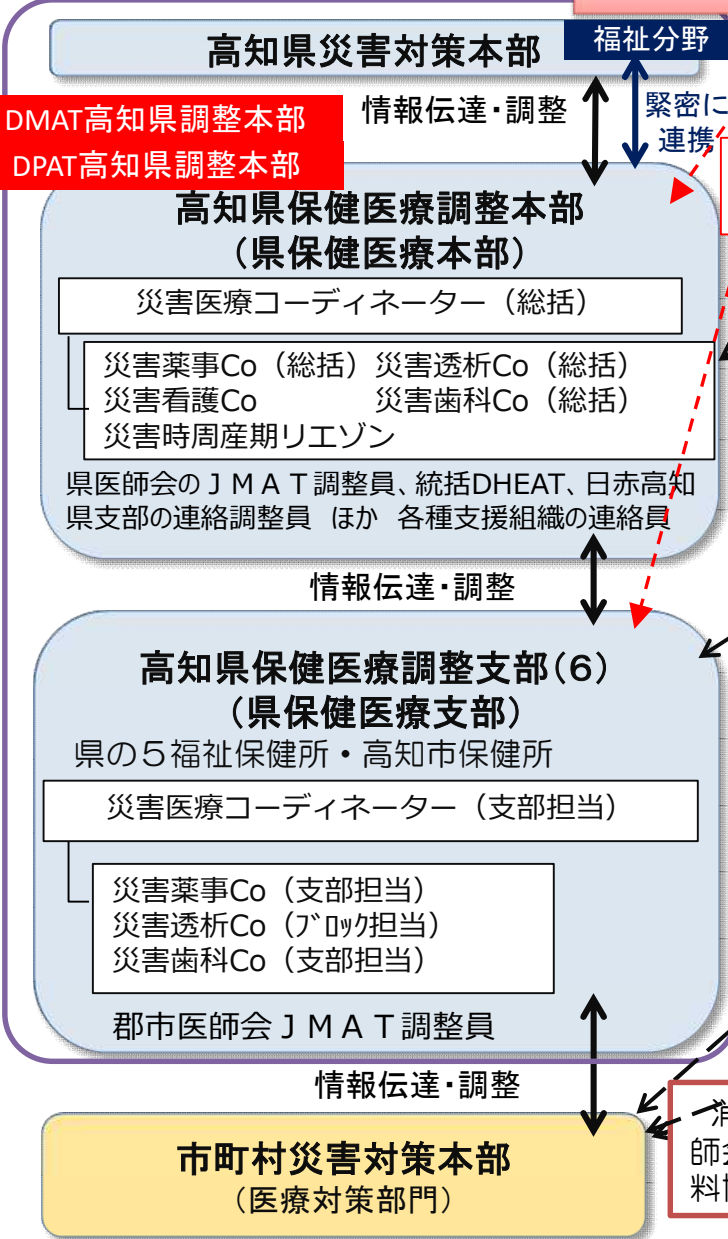
- 調整所
- 応急救助機関受援調整所(ヘリ調整所)
- 消防応援活動調整本部
- ライフライン調整所

- 統括DHEAT 保健医療調整本部の指揮支援
- 災害医療Co 保健医療活動の総合調整
- 各分野Co等 (薬事・透析・歯科・看護・小児周産期)
- DMAT調整本部
- DPAT調整本部
- 日赤高知県支部 連絡調整員
- 県医師会 JMAT調整員

現在の災害時の医療救護体制

〈県・市町村の本部体制〉

【保健医療調整本部・支部『自動設置』基準】
 ①高知県内で震度6弱の地震が発生した場合
 ②南海トラフ地震臨時情報（警戒または注意）が発表された場合
 ※上記①または②の基準以外でも風水害や地震による県内の被害が大きくなる恐れがある場合は設置される。『判断設置』



関係機関等との協働・調整

支援調整・情報収集・情報伝達

